

令 02 原機（再）064
令和 2 年 12 月 24 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理 事 長 児 玉 敏 雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表のとおり変更の認可を受け、令和 2 年 6 月 18 日付け令 02 原機（再）023 をもって変更認可を申請した核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画を別紙のとおり一部補正いたします。

変更認可の経緯（1 / 2）

認可年月日	認可番号	備考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換

変更認可の経緯（2 / 2）

認可年月日	認可番号	備考
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新, 第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新
令和 2 年 2 月 10 日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる基準地震動, 基準津波, 設計竜巻及び火山事象
令和 2 年 7 月 10 日	原規規発第 2007104 号	廃止措置中の過失, 機械又は装置の故障, 浸水, 地震, 火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類, 程度, 影響等
令和 2 年 9 月 25 日	原規規発第 2009252 号	ガラス固化技術開発施設に係る津波・地震の安全対策, 高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の事故対処に係る事故の抽出・有効性評価の進め方等の基本的方針, 竜巻, 火山, 外部火災等, その他事象に係る安全対策

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）	補正後	補正理由
<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 （省略）</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 （省略）</p> <p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地 （省略）</p> <p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 （省略）</p> <p>五. <u>廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設</u> （省略）</p> <p>六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置、構造 （省略）</p> <p>2 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 （省略）</p> <p>3 再処理施設の技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 （省略）</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 （省略）</p> <p>表 6-1 耐震重要施設の概要 （省略）</p> <p>表 6-2 安全上重要な施設の概要 （省略）</p>	<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 （補正なし）</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 （補正なし）</p> <p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地 （補正なし）</p> <p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 （補正なし）</p> <p>五. <u>性能維持施設</u> （補正なし）</p> <p>六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置、構造 （補正なし）</p> <p>2 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 （補正なし）</p> <p>3 再処理施設の技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 （補正なし）</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 （補正なし）</p> <p>表 6-1 <u>（削除）</u></p> <p>表 6-2 <u>（削除）</u></p>	<p>再処理規則の改正に伴う、記載項目名の見直し</p> <p>令和2年7月10日原規規発第2007104号の認可により、表6-1及び表6-2は削除</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前				補正後				補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）								
表 6-3 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等（1/2）				表 6-3-1 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等（1/2）				令和2年7月10日原規規発第2007104号の認可により、表6-3は、表6-3-1及び表6-3-2に分割
件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画*	件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の方法*	
ガラス固化技術開発施設の設置（ガラス固化体容器の製作）	（省略）	～平成31年12月 （別冊1-1参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設の設置（ガラス固化体容器の製作）	（補正なし）	～平成31年12月 （別冊1-1参照）	（補正なし）	
溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作	（省略）	～平成31年4月 （別冊1-1参照）	（省略）	溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作	（補正なし）	～平成31年4月 （別冊1-1参照）	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	（省略）	適宜工事	（省略）	ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	（補正なし）	適宜工事	（補正なし）	
焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	（省略）	適宜工事	（省略）	焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	（補正なし）	適宜工事	（補正なし）	
分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	（省略）	適宜工事	（省略）	分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	（補正なし）	適宜工事	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	（省略）	平成30年10月～平成31年3月 （別冊1-2参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	（補正なし）	平成30年10月～平成31年3月 （別冊1-2参照）	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新	（省略）	平成31年2月～平成31年6月 （別冊1-3参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新	（補正なし）	平成31年2月～平成31年6月 （別冊1-3参照）	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換	（省略）	平成31年2月 （別冊1-4参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換	（補正なし）	平成31年2月 （別冊1-4参照）	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換	（省略）	適宜工事 （別冊1-5参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換	（補正なし）	適宜工事 （別冊1-5参照）	（補正なし）	
動力分電盤制御用電源回路の一部変更	（省略）	令和元年9月～令和元年12月 （別冊1-6-1参照）	（省略）	動力分電盤制御用電源回路の一部変更	（補正なし）	令和元年9月～令和元年12月 （別冊1-6-1参照）	（補正なし）	
ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新	（省略）	令和元年8月～令和2年3月 （別冊1-6-2参照）	（省略）	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新	（補正なし）	令和元年8月～令和2年3月 （別冊1-6-2参照）	（補正なし）	
アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新	（省略）	令和元年10月～令和元年12月、 適宜工事 （別冊1-6-3参照）	（省略）	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新	（補正なし）	令和元年10月～令和元年12月、 適宜工事 （別冊1-6-3参照）	（補正なし）	
第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新	（省略）	令和2年1月～令和2年3月、 適宜工事 （別冊1-6-4参照）	（省略）	第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新	（補正なし）	令和2年1月～令和2年3月、 適宜工事 （別冊1-6-4参照）	（補正なし）	
管理区域境界に設置された窓ガラスの交換	（省略）	ひび割れ等確認された窓ガラスを適宜交換する。 分離精製工場の窓ガラス交換は、令和元年9月～令和元年11月 （別冊1-7参照）	（省略）	管理区域境界に設置された窓ガラスの交換	（補正なし）	ひび割れ等確認された窓ガラスを適宜交換する。 分離精製工場の窓ガラス交換は、令和元年9月～令和元年11月 （別冊1-7参照）	（補正なし）	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前				補正後				補正理由
廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）								
表 6-3 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等（2/2）				表 6-3-1 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等（2/2）				令和2年7月10日原規規発第2007104号の認可により、表6-3は、表6-3-1及び表6-3-2に分割
件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画*	件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の方法*	
分離精製工場プール水処理系第2系統のポンプの交換	(省略)	令和元年9月～令和元年10月、 適宜工事 (別冊1-8参照)	(省略)	分離精製工場プール水処理系第2系統のポンプの交換	(補正なし)	令和元年9月～令和元年10月、 適宜工事 (別冊1-8参照)	(補正なし)	
クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月、 適宜工事 (別冊1-9参照)	(省略)	クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新	(補正なし)	令和元年8月～令和元年11月、 適宜工事 (別冊1-9参照)	(補正なし)	
分離精製工場、放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新	(省略)	令和元年8月～令和元年11月、 適宜工事 (別冊1-10参照)	(省略)	分離精製工場、放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新	(補正なし)	令和元年8月～令和元年11月、 適宜工事 (別冊1-10参照)	(補正なし)	
分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換	(省略)	令和元年8月、 適宜工事 (別冊1-11参照)	(省略)	分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換	(補正なし)	令和元年8月、 適宜工事 (別冊1-11参照)	(補正なし)	
※設計及び工事に係る品質管理は、「十一．廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。				※設計及び工事に係る品質管理は、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「再処理施設品質保証計画書（QS-P006）」により行う。なお、本変更（令和2年6月18日付け令02原機（再）023申請）の認可後に行う設計及び工事に係る品質管理は、「十一．廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。				
				表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等（1/2）				令和2年7月10日原規規発第2007104号の認可により、表6-3は、表6-3-1及び表6-3-2に分割
件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画*	件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画*	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(省略)	令和2年7月～令和4年3月（準備期間を含む。） 適宜工事 (別冊1-12参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)及び配管トレンチ(T21)周辺の地盤改良工事	(省略)	令和2年7月～令和4年3月（準備期間を含む。） 適宜工事 (別冊1-12参照)	(省略)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)の熔融炉の結合装置の製作及び交換	(省略)	令和3年2月～令和3年6月 適宜工事 (別冊1-13参照)	(省略)	ガラス固化技術開発施設(TVF)の熔融炉の結合装置の製作及び交換	(省略)	令和3年2月～令和3年6月 適宜工事 (別冊1-13参照)	(省略)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(省略)	令和2年10月～令和3年3月 適宜工事 (別冊1-14参照)	(省略)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の耐津波補強工事	(省略)	令和2年10月～令和3年3月 適宜工事 (別冊1-14参照)	(省略)	
第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(省略)	令和2年10月～令和4年5月 適宜工事 (別冊1-15参照)	(省略)	第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の補強	(省略)	令和2年10月～令和4年5月 適宜工事 (別冊1-15参照)	(省略)	
								令和2年7月10日原規規発第2007104号及び令和2年9月25日原規規発第2009252号で認可を受けた工事案件の追加

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）	補正後	補正理由								
<p>七. 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 （省略）</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 （省略）</p> <p>九. 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 （省略）</p> <p>十. 廃止措置の工程 （省略）</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム （省略）</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 （省略）</p> <p>十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 （省略）</p> <p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 （省略）</p> <p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 （省略）</p>	<p>表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1368 348 2576 569"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 348 1855 422">件名</th> <th data-bbox="1855 348 2012 422">概要</th> <th data-bbox="2012 348 2258 422">工事期間（予定）</th> <th data-bbox="2258 348 2576 422">設計及び工事の計画※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 422 1855 569">ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新</td> <td data-bbox="1855 422 2012 569">(省略)</td> <td data-bbox="2012 422 2258 569">令和2年12月～ 令和3年3月 適宜工事 (別冊1-16参照)</td> <td data-bbox="2258 422 2576 569">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設計及び工事に係る品質管理は、「十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」により行う。</p> <p>七. 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 （補正なし）</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 （補正なし）</p> <p>九. 使用済燃料，核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 （補正なし）</p> <p>十. 廃止措置の工程 （補正なし）</p> <p>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム （補正なし）</p> <p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 （補正なし）</p> <p>十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 （補正なし）</p> <p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 （補正なし）</p> <p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 （補正なし）</p>	件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画※	ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(省略)	令和2年12月～ 令和3年3月 適宜工事 (別冊1-16参照)	(省略)	<p>令和2年7月10日原規規発第2007104号の認可により，表6-3は，表6-3-1及び表6-3-2に分割</p> <p>令和2年7月10日原規規発第2007104号及び令和2年9月25日原規規発第2009252号で認可を受けた工事案件の追加</p>
件名	概要	工事期間（予定）	設計及び工事の計画※							
ガラス固化技術開発施設(TVF)の浄水配管等の一部更新	(省略)	令和2年12月～ 令和3年3月 適宜工事 (別冊1-16参照)	(省略)							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）	補正後	補正理由																								
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 （省略）</p> <p>添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書 （省略）</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 （省略）</p> <p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 （省略）</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 （補正なし）</p> <p>添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，浸水，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書 （補正なし）</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 （補正なし）</p> <p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 （補正なし）</p>	<p>その他記載の適正化 （語句の修正）</p>																								
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（1/147）～（16/147） （省略）</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（17/147）</p> <table border="1" data-bbox="127 1066 1341 1554"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発棟</td> <td rowspan="4">建家・構築物</td> <td rowspan="4">建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。</td> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術管理棟</td> </tr> <tr> <td>第二付属排気筒</td> </tr> <tr> <td>クリプトン回収技術開発施設（Kr）</td> <td>クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発棟	建家・構築物	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術管理棟	第二付属排気筒	クリプトン回収技術開発施設（Kr）	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（1/147）～（16/147） （補正なし）</p> <p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（17/147）</p> <table border="1" data-bbox="1365 1066 2573 1554"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発棟</td> <td rowspan="4">建家・構築物</td> <td rowspan="4">建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。</td> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術管理棟</td> </tr> <tr> <td>第二付属排気筒</td> </tr> <tr> <td>クリプトン回収技術開発施設（Kr）</td> <td>クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発棟	建家・構築物	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術管理棟	第二付属排気筒	クリプトン回収技術開発施設（Kr）	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
設備名称等	要求される機能		性能	維持すべき期間																						
ガラス固化技術開発棟	建家・構築物	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																							
ガラス固化技術管理棟																										
第二付属排気筒																										
クリプトン回収技術開発施設（Kr）			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで																							
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																							
ガラス固化技術開発棟	建家・構築物	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂，剝離などがないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																							
ガラス固化技術管理棟																										
第二付属排気筒																										
クリプトン回収技術開発施設（Kr）			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで																							
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（18/147）～（72/147） （省略）</p>	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（18/147）～（72/147） （補正なし）</p>																									

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）				補正後				補正理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（73/147）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（73/147）								
設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止機能	201DIR0-13	密度下限操作装置が 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で作動すること。	第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止機能	201DIR0-13	密度下限操作装置が 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で作動すること。	系統除染が完了するまで	その他記載の適正化 (語句の修正)
		第3スクラブ調整槽		電導度下限操作装置	201CIR0-16		電導度下限操作装置が 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上) で作動すること。		第3スクラブ調整槽	電導度下限操作装置		
	抽出器	流量低下緊急操作装置	252FIP-11.1, 252FIP-11.2	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 58 L/h 以上で作動すること。	252FIP-11.1, 252FIP-11.2	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が 58 L/h 以上で作動すること。	252FIP-11.1, 252FIP-11.2	流量低下緊急操作装置が 58 L/h 以上で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			253FIP-10.1, 253FIP-10.2		流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h 以上で作動すること。	253FIP-10.1, 253FIP-10.2		流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h 以上で作動すること。				
			253FIP-10.3, 253FIP-10.4		流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h 以上で作動すること。	253FIP-10.3, 253FIP-10.4		流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP-14.1, 255FIP-14.2		流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h 以上で作動すること。	255FIP-14.1, 255FIP-14.2		流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP-15.5		流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h 以上で作動すること。	255FIP-15.5		流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP-16.1, 255FIP-16.2		流量低下緊急操作装置が 452 L/h 以上で作動すること。	255FIP-16.1, 255FIP-16.2		流量低下緊急操作装置が 452 L/h 以上で作動すること。				
	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（74/147）～（80/147） （省略）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（74/147）～（80/147） （補正なし）							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を_____で示す。

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）				補正後				補正理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（81/147）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（81/147）				その他記載の適正化 （語句の修正）		
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間
分離精製工場（MP）	高放射性廃液貯槽	温度上昇警報装置	閉じ込めの機能	温度上限操作上限警報装置が68.7℃以下で作動すること。	分離精製工場（MP）	高放射性廃液貯槽	温度上昇警報装置		閉じ込めの機能	温度上昇警報装置が68.7℃以下で作動すること。
		槽内圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が0.54kPaGauge以下で作動すること。			槽内圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が0.54kPaGauge以下で作動すること。	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（82/147）～（86/147） （省略）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（82/147）～（86/147） （補正なし）						

補正前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）				補正後				補正理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（87/147）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（87/147）				その他記載の適正化 （語句の修正）		
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間
廃棄物処理場（AAF）	建家及びセル換気系	負圧警報装置	307dPIA ^{307.6}	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.835～-0.735 kPaGauge 以内で作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで	閉じ込めの機能		負圧警報装置が-0.835～-0.735 kPaGauge 以内で作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで
			307dPIA ^{307.7}		負圧警報装置が-1.227～-1.127kPaGauge 以内で作動すること。				負圧警報装置が-1.227～-1.127kPaGauge 以内で作動すること。	
第二低放射性廃液蒸発処理施設（E）	建家及びセル換気系	負圧警報装置	322dPA ^{322. R1}	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.162～-0.134 kPaGauge 以内で作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	閉じ込めの機能		負圧警報装置が-0.162～-0.134 kPaGauge 以内で作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
			322dPA ^{322. A4}		負圧警報装置が-0.064～-0.036 kPaGauge 以内で作動すること。			負圧警報装置が-0.064～-0.036 kPaGauge 以内で作動すること。		
			322dPA ^{322.5}		負圧警報装置が 0.460～0.520 kPaGauge 以内で作動すること。			負圧警報装置が 0.460～0.520 kPaGauge 以内で作動すること。		
第三低放射性廃液蒸発処理施設（Z）	建家及びセル換気系	負圧警報装置	327dPA ^{108.1}	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.113～-0.085 kPaGauge 以内で作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.113～-0.085 kPaGauge 以内で作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
			327dPA ^{120.1}		負圧警報装置が-0.157～-0.139 kPaGauge 以内で作動すること。			負圧警報装置が-0.157～-0.139 kPaGauge 以内で作動すること。		
			327dPA ^{202.1}		負圧警報装置が-0.044～-0.016 kPaGauge 以内で作動すること。			負圧警報装置が-0.044～-0.016 kPaGauge 以内で作動すること。		
			327dPA ^{301.1}		負圧警報装置が 0.384～0.402 kPaGauge 以内で作動すること。			負圧警報装置が 0.384～0.402 kPaGauge 以内で作動すること。		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（88/147）～（147/147） （省略）				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理（88/147）～（147/147） （補正なし）						

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を____で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和2年6月18日付け令02原機（再）023）	補 正 後	補正理由
添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 （省略）	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 （補正なし）	
添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 （省略）	添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 （補正なし）	
添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （省略）	添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 （補正なし）	
添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 （省略）	添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 （補正なし）	
添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 （省略）	添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 （補正なし）	
以上	以上	